

令和2年5月28日

患者・家族の皆様

病院長

新型コロナウイルス感染症の緊急事態宣言解除後の
面会制限における院内対応について

平素は、新型コロナウイルス感染症対策にご協力をいただき誠にありがとうございます。
ございます。

この度、5月25日をもって全国の緊急事態宣言は解除されましたが、未だ新規の患者発生もあり今後のことを考えると院内の対策を一度に全面解除とすることは苦慮されます。そこで、当院における面会制限について以下のように段階的に緩和していく予定にしております。

ご迷惑をおかけしますが、ご理解とご協力を引き続きお願いいたします。

日 程	面 会	内 容
6月8日～6月21日	面会制限 一部解除	・ 家族の面会を許可します。
6月22日～	面会制限解除	・ 家族以外の面会を許可します。 ・ 外出、外泊を許可します。

* 第2波の発生を予防するためにも3密（密集・密接・密閉）を避けましょう。
* 面会は少人数、短時間で行います。
* 発熱、かぜ・呼吸器症状がある人の面会は禁止します。
* 15歳以下の子どもさんの面会は控えてください。
* 体温測定・問診票の記入は引き続き行います。
* 面会簿の記入を引き続きお願いします。
* マスクの着用と手指消毒の実施にご協力をお願いします。

なお、新型コロナウイルス感染症患者増加の際にはこの限りではありません。